



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*74 和歌山県税規則等の一部を改正する規則 (税務課)..... 1
- \*75 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )..... 2
- \*76 和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 5
- \*77 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則 ( " )..... 5
- \*78 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)..... 7
- 公安委員会規則
- \*8 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 ..... 9
- 公営企業管理規程
- \*5 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 ..... 9

## 規 則

### 和歌山県規則第74号

和歌山県税規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県税規則等の一部を改正する規則

(和歌山県税規則の一部改正)

第1条 和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(徴収猶予の申請手続等) 第5条の2 条例第10条の2 第1項第5号及び第5項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)・(2) 略 (3) 猶予を受けようとする者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)(個人番号又は法人番号を有しない者)あつては、住所及び氏名又は名称) 2～6 略	(徴収猶予の申請手続等) 第5条の2 条例第10条の2 第1項第5号及び第5項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)・(2) 略 (3) 猶予を受けようとする者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)(個人番号又は法人番号を有しない者)あつては、住所及び氏名又は名称) 2～6 略

別記第1号様式及び別記第1号の2様式中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別記第1号の3様式(その1)から(その7)まで中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同様式(その8)中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別記第1号の4様式、別記第1号の6の2様式及び別記第1号の7様式(その1)中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同様式(その2)中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別記第1号の9様式、別記第1号の10様式、別記第1号の13様式から別記第1号の13の3様式まで、別記第1号の15様式及び別記第1号の18様式中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別記第2号の6様式、別記第3号の2様式から別記第3号の5様式まで中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別記第4号様式から別記第4号の3様式まで、別記第4号の9様式から別記第5号の2様式まで、別記第5号の4様式、別記第7号の2様式、別記第7号の3様式、別記第8号様式、別記第10号の2様式(その1)、別記第10号の2の2様式、別記第10号の2の4様式及び別記第10号の2の7様式中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

- (1) 和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和38年和歌山県規則第9号)別記第1号様式
- (2) 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第123号)別記第1号様式
- (3) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和62年和歌山県規則第22号)別記第1号様式
- (4) 和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成3年和歌山県規則第10号)別記第1号様式
- (5) 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成20年和歌山県規則第61号)別記第1号様式
- (6) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(令和3年和歌山県規則第170号)別記第1号様式(その1)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(従前の様式による用紙)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

## 和歌山県規則第75号

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成27年和歌山県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

地方活力向上地域における 税 課税免除  
不均一課税 申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
 氏名又は法人名 \_\_\_\_\_  
 法人の場合は  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 生 年 月 日 \_\_\_\_\_  
 個人番号又は法人番号 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定の日		年 月 日												
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の種類		移転型・拡充型												
新設し、又は増設した特別償却設備	事業の用に供した年 月 日	取得価額	特別償却の有 無											
	年 月 日	円												
	年 月 日	円												
	年 月 日	円												
計		円												
同上特別償却設備の敷地である土地	取得年月日	特定業務施設又は特定業務児童福祉施設の着工(取得)年 月 日	所在地	面積										
	年 月 日	年 月 日		m <sup>2</sup>										
	年 月 日	年 月 日		m <sup>2</sup>										
	年 月 日	年 月 日		m <sup>2</sup>										
	計			m <sup>2</sup>										
各月末現在の従業者の数及び基準数値														
月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基準数値
同上特別償却設備(特定業務施設の用に供するものに限る。)に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
同上特別償却設備(特定業務施設の用に供するものに限る。)以外に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で上記以外の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	③ 人
事業税課税免除の割合 ① / (①+②+③)										/				

## 備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の種類」欄は、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同条第1項第1号に該当する場合は「移転型」を、同項第2号に該当する場合は「拡充型」を○で囲むこと。
- 3 「新設し、又は増設した特別償却設備」欄及び「同上特別償却設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 4 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあっては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 5 「各月末現在の従業者の数及び基準数値」欄は、計画の種類が移転型の場合のみ記載すること。
- 6 「同上特別償却設備（特定業務施設の用に供するものに限る。）以外に係る従業者の数」欄には、新設し、又は増設した和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する特別償却設備を含む事務所又は事業所で当該特別償却設備（特定業務施設の用に供するものに限る。）に係る従業者以外の従業者の数を記載すること。
- 7 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 8 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
  - (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設し、又は増設した設備につき初めて課税免除又は不均一課税の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
    - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
    - イ 事業所位置図
    - ウ 事業所内配置図
    - エ 特定業務施設の各階平面図
    - オ 特定業務児童福祉施設を整備している場合にあっては、当該特定業務児童福祉施設の各階平面図
    - カ 設備配置図
    - キ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
    - ク その他県税事務所長が必要と認める書類
  - (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
    - ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
    - イ 新設し、又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても事業の用に供していることを明らかにする書類
    - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類

第2条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

**和歌山県規則第76号**

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則（平成21年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	事務	区分	事務
略		略	
8 条例別表第1第8項に規定する規則で定める事務	(1)～(4) 略 (5) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う <u>進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u> (6)～(8) 略	8 条例別表第1第8項に規定する規則で定める事務	(1)～(4) 略 (5) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う <u>進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u> (6)～(8) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**和歌山県規則第77号**

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成29年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
区分	事務		区分	事務	
略			略		
4 条例別表第1の1の項(4)に規定する規則で定める事務	(1)～(6) 略 (7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8)～(10) 略		4 条例別表第1の1の項(4)に規定する規則で定める事務	(1)～(6) 略 (7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8)～(10) 略	
略			略		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
区分	事務	情報	区分	事務	情報
略	略	略	略	略	略
2 条例別表第2の1の項(3)に規定する規則で定める事務	(1) 外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 (2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2	保護を必要とする状態にある外国人又は生活保護法第2条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人(次表において「要保護外国人等」という。)に係る次に掲げる情報 ア 略 イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給又は同法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報 ウ～コ 略	2 条例別表第2の1の項(3)に規定する規則で定める事務	(1) 外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 (2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 (3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2	保護を必要とする状態にある外国人又は生活保護法第2条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人(次表において「要保護外国人等」という。)に係る次に掲げる情報 ア 略 イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報 ウ～コ 略

<p>項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>(6) 外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>	<p>項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>(6) 外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第78号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(平成16年和歌山県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び公衆浴場衛生基準等に関する条例(昭和23年和歌山県条例第41号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(脱衣場の構造設備に係る数値の基準)</p> <p>第5条 <u>条例第4条第1項第2号の規則で定める面積は、男女各14平方メートルとする。</u></p> <p>(浴室の構造設備に係る数値の基準)</p> <p>第6条 <u>条例第4条第2項第2号の規則で定める高さは、1メートルとする。</u></p> <p>2 <u>条例第4条第2項第7号の規則で定める面積は、男女各14平方メートルとする。</u></p> <p>3 <u>条例第4条第2項第10号アの規則で定める面積は、3.6平方メートルとする。</u></p> <p>(その他の公衆浴場のうち個室を設けて入浴させる施設の構造設備に係る数値の基準)</p> <p>第7条 <u>条例第5条第2項第2号の規則で定める面積は、10平方メートルとする。</u></p> <p>2 <u>条例第5条第2項第3号の規則で定める高さは、1メートル以上とする。</u></p> <p>3 <u>条例第5条第2項第3号の規則で定める大きさは、縦0.3メートル横0.3メートル以上とする。</u></p> <p>(原湯等及び浴槽水の水質基準等)</p> <p>第8条 <u>条例第7条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(残留塩素濃度)</p> <p>第9条 <u>条例第7条第7号の規則で定める残留塩素濃度は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(知事への報告)</p> <p>第10条 <u>条例第7条第17号の規則で定める事項は、第8条第1号の表基準項目の欄及び同条第2号の表基準項目の欄に掲げるレジオネラ属菌とする。</u></p> <p>第11条 略</p> <p>別記第1号様式(第2条関係) 公衆浴場営業許可申請書</p> <p>略 添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 営業施設の平面図、断面図、立面図及び配置図(敷地、建物、脱衣場、浴室、浴槽、便所その他の諸構造設備の区分のわかるもの)</p> <p>3・4 略</p> <p>5 公衆浴場衛生基準等に関する条例第7条第4号の適用を受けることとなる場合にあつては、水質検査の結果が第8条第1号に定める基準に適合することを証する書類</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び和歌山県公衆浴場衛生基準等に関する条例(昭和23年和歌山県条例第41号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(原湯等及び浴槽水の水質基準等)</p> <p>第5条 <u>条例第6条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(残留塩素濃度)</p> <p>第5条の2 <u>条例第6条第7号の規則で定める残留塩素濃度は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(知事への報告)</p> <p>第5条の3 <u>条例第6条第17号の規則で定める事項は、第5条第1号の表基準項目の欄及び同条第2号の表基準項目の欄に掲げるレジオネラ属菌とする。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>別記第1号様式(第2条関係) 公衆浴場営業許可申請書</p> <p>略 添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 営業施設の平面図、断面図、立面図及び配置図(敷地、建物、脱衣室、浴室、浴槽、便所その他の諸構造設備の区分のわかるもの)</p> <p>3・4 略</p> <p>5 公衆浴場衛生基準等に関する条例第6条第4号の適用を受けることとなる場合にあつては、水質検査の結果が第5条第1号に定める基準に適合することを証する書類</p>



6・7 略

6・7 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月4日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区				別表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区			
所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区	所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区
略				略			
和歌山県 和歌山北警察署	略	略	和歌山市のうち 栄谷の一部、中 の一部、平井の一部、 ふじと台	和歌山県 和歌山北警察署	略	略	和歌山市のうち 栄谷の一部、中 の一部、平井の一部
		藤戸交番（和歌山市ふじと台）				藤戸交番（和歌山市中）	
		略				略	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月4日

## 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2（第6条関係）

名称	支給範囲	手当額
特別環境作業従事手当	職員が地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工業用水道施設の管理業務に従事したとき。	日額 300円
	(1) 職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内において調査又は検査に従事したとき。 (2) 職員が道路又はその周辺において、交通を遮断することなく行う工業用水道施設の管理業務に従事したとき。	日額 500円
災害応急作業等手当	(1) 職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。 (2) 職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営その他の知事が定める作業に従事したとき。 (3) 職員が(1)又は(2)に掲げる作業に相当すると知事が認める作業に従事したとき。	日額 800円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円） ただし、日没時から日出時までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、540円）を加算することができる。

用地交渉手当	職員が現地において公共用地の取得の交渉の業務に従事したとき。	日額 1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。
防疫業務等手当	職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項から第9項までに規定する感染症をいう。）の患者が発生した場合において、当該患者に対する質問若しくは調査、当該患者の移送又は当該感染症の防疫作業に直接従事したとき。	日額 330円
	<p>(1) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜の伝染性疾病（口蹄疫、流行性脳炎、炭疽、ブルセラ病、結核病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚丹毒及びトキソプラズマ病に限る。）の患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業又は当該家畜の伝染性疾病の病原体の付着した物件の処理作業に直接従事したとき。</p> <p>(2) 職員が豚熱のまん延を防止するために行う野生動物（いのししに限る。以下この表において同じ。）の死体の運搬若しくは埋却又は野生動物の捕獲現場等の消毒の作業に従事したとき。</p>	日額 1,000円

備考 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を除く。）に対処するため災害応急作業等手当の項に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において知事が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の右欄に掲げる額に、800円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。